

(仮称)三森峠風力発電事業環境影響評価準備書に対する環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）第20条第1項の意見

令和2年6月3日

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、郡山市西部の三森峠付近の稜線上において大規模な風力発電所を建設するものであるが、対象事業実施区域の大半が「日光・吾妻山地緑の回廊」に設定されており、また水源かん養保安林や保健保安林に指定されているなど、豊かな自然環境を有する地域であることから、最新の環境対策や施工方法を積極的に採用することにより、事業の実施による環境への影響を最大限低減すること。また、風力発電機等を長期間に亘り稼働させる計画であることから、供用中は適切な運転管理及び設備更新等を行い、経年劣化による不具合等により周辺環境への影響の増加が生じないようにすること。
- (2) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更が既存の環境影響評価結果に影響を与える可能性がある場合には、当該変更内容に係る調査、予測及び評価を実施した上で適切な環境保全措置を講じること。
- (3) 福島県環境影響評価審査会等における審査過程において、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）の内容に不備や修正を要する点が確認されたことから、同審査会等において事業者が示した追加・修正内容を環境影響評価書（以下、「評価書」という。）に記載すること。
- (4) 事業の実施に当たっては地元住民の理解が不可欠であることから、住民に対し事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明して十分な理解を得るとともに、住民からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。また、工事施工業者等に対する指導・監督を徹底した上で評価書に記載する環境保全措置を確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいて公表するなど、積極的な情報公開に努めること。なお評価書については、縦覧期間の終了後においてもインターネットによる縦覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図り、住民の利便性向上に努めること。
- (5) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）による事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含む事業内容が健全に持続可能なものとなるように計画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

2 大気質について

対象事業実施区域の周辺には住宅等が存在することから、建設工事や資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物及び粉じん等が、周辺住民の生活環境へ影響を及ぼすことのないようにすること。

3 騒音及び低周波音について

騒音及び低周波音の感じ方には個人差があり、住宅等の立地環境や住民の居住環境も異なることから、事業の実施に当たり周辺住民の生活環境への影響が判明した場合には速やかに原因を究明し、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

4 水環境について

濁水流出防止のための沈砂池については、近年の気象状況を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨の場合でも十分に対応可能な容量を確保すること。

また、対象事業実施区域の周辺には郡山市及びその周辺地域に飲用水等を供給する猪苗代湖や河川が存在することから、これらの水質に影響が生じないように十分な対策を講じること。

5 地形・地盤について

事業の実施に当たっては、対象事業実施区域内に土石流危険渓流が含まれていること等を踏まえ、樹木の伐採や土地の改変を最小限に留めるとともに、十分な調査等により地盤の状況を確認し、軟弱な地盤、断層の分布範囲等を避けて工事を実施し、土砂災害が発生しないようにすること。

6 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息・生育及び繁殖が確認されていることから、森林の伐採や改変の際は、動物の繁殖時期を考慮した施工計画とすることや工事車両による動物の轢死を防止するための配慮など、現地調査の結果を事業計画に反映した上で、必要な環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。
- (2) 動物に関する現地調査の結果について、以下に示す調査が不足しており、対象事業実施区域及びその周辺に生息する動物への影響評価が不十分であることから、専門家等の意見を踏まえて追加調査を実施すること。

ア コウモリ類の主要な渡り時期における飛翔状況調査

イ ミゾゴイの生息状況調査

ウ 変更区域周辺の渡り鳥の調査

上記の追加調査結果をもとに、対象事業実施区域の大半が「日光・吾妻山地緑の回廊」に設定されていることを踏まえて、コウモリ類や鳥類の移動経路への風力発電機設置を回避するなどの具体的な環境保全措置を改めて検討し、その内容を評価書に記載すること。

- (3) 上記の追加調査結果を踏まえて、事後調査計画を再検討すること。なお、準備書に記載のとおり、風況観測塔におけるコウモリ類の高度別飛翔状況調査において、バットストライクの可能性が考えられるヒナコウモリ科（20kHz 帯）の飛翔が数多く観測されていること、対象事業実施区域の周辺では複数のクマタカの営巣・繁殖が確認されていることから、事後調査計画の再検討に当たっては、以下に例示する具体的な対応を含めて評価書に記載すること。

ア 専門家の意見や「猛禽類保護の進め方」等を参考に、発電所の工事中及び運転開始後の複数年に亘り、クマタカの生息実態に関するモニタリングを実施すること。

イ 絶滅が危惧されるコウモリ類が風力発電機に多数衝突したことやクマタカのつがい消失したことが明らかになった場合、風力発電機を停止する等の対応をとり、上記事象の原因を究明し、必要な追加措置を講じた上で稼働を再開すること。

- (4) 土地の変更に伴い、変更箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地変更の区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握するとともに、その生育範囲が拡大しないよう施工計画を検討すること。なお、伐採跡地の植栽に当たっては、周辺の生態系に影響を与えないよう在来植物種の採用を優先して検討すること。

7 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域及びその周辺には、福島県を代表する観光資源である猪苗代湖の湖水浴場や地域の自然環境を利用した観光施設が存在し、多くの住民がこれら施設を利用している。このため事業の実施に当たっては、工事関係車両の交通安全対策や工事工程の事前周知など、評価書に記載する環境保全措置を確実に実施して、上記施設の利用者への影響を回避・低減すること。

8 廃棄物等について

- (1) 工事に伴い発生する伐採木を対象事業実施区域内で再利用する場合は、具体的な利用方法（発電所内での利用方法、利用量等）を可能な限り明確にして評価書に記載すること。なお、廃棄物の再利用については、現場において必要と認められる用

途に限ること。

- (2) 廃棄物や残土の一時的な保管に当たっては、定められた場所及び条件による保管を徹底すること。

9 文化財について

対象事業実施区域内には周知の埋蔵文化財包蔵地「三森遺跡」が存在し、また当該区域は広大であり、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があることから、事業の実施に当たり当該遺跡等へ影響が及ぶことのないように配慮すること。

10 その他

- (1) 資材の運搬等に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の道路における交通安全対策を十分に検討すること。
- (2) 近年、落雷や強風等による風力発電機の破損事故の報告事例が増えていることから、発電所稼働中の維持・安全管理、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ検討し、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- (3) 事業の実施に当たり、対象事業実施区域及びその周辺の農林漁業等に影響を及ぼすことがないよう、事業計画を十分に検討すること。
- (4) 本事業計画の推進に当たっては、本意見の内容を尊重するとともに、必要に応じて関係機関と協議すること。

以上

(※参考 事業の概要)

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 事業者の名称 | 三森風力開発株式会社 |
| 2 | 事業の名称 | (仮称) 三森峠風力発電事業 |
| 3 | 事業の種類 | 風力発電所設置事業 |
| 4 | 事業の規模 | 発電設備出力 最大 39,100 キロワット (3,000 キロワットまたは3,600 キロワットの風力発電機を最大14基設置) |
| 5 | 対象事業実施区域 | 福島県郡山市西部の三森峠付近の稜線上 |